【平成17年7月26日 法律第87号】

（改正後）

第百四十五条　削除

（改正前）

第百四十五条　第百三十六条第二項第二号に掲げる場合における株式会社証券取引所に対する商法第二百八十八条ノ二第一項第五号及び第五項、第四百九条ノ二、第四百十三条ノ二、第四百十三条ノ三、第四百十四条第一項並びに第四百十四条ノ二の規定の適用については、同法第二百八十八条ノ二第一項第五号中「消滅シタル会社」とあるのは「消滅シタル会員証券取引所」と、「其ノ会社」とあるのは「其ノ会員証券取引所」と、「株主」とあるのは「会員」と、同条第六項中「第一項第五号」とあるのは「証券取引法第百四十五条ニ依リ読替テ適用サレル商法第二百八十八条ノ二第一項第五号」と、「会社ノ利益準備金其ノ他会社ニ留保シタル利益」とあるのは「会員証券取引所ニ留保シタル剰余金」と、「其ノ利益準備金ノ」とあるのは「合併ニ因リ消滅シタル会員証券取引所ガ基本金ノ増額ニ充ツル為積立ツル」と、同法第四百九条ノ二、第四百十三条ノ二並びに第四百十三条ノ三第一項、第二項及び第四項中「消滅スル会社」とあるのは「消滅スル会員証券取引所」と、「株主」とあるのは「会員」と、同項中「商号及本店」とあるのは「名称及主タル事務所」と、同法第四百十四条第一項中「消滅スル会社」とあるのは「消滅スル会員証券取引所」と、同法第四百十四条ノ二第一項中「消滅シタル会社」とあるのは「消滅シタル会員証券取引所」とする。

【平成17年6月29日 法律第76号】 （改正なし）

【平成17年5月6日 法律第40号】 （改正なし）

【平成16年12月10日 法律第165号】 （改正なし）

【平成16年12月8日 法律第159号】 （改正なし）

【平成16年12月3日 法律第154号】 （改正なし）

【平成16年12月1日 法律第147号】 （改正なし）

【平成16年6月18日 法律第124号】 （改正なし）

【平成16年6月9日 法律第97号】 （改正なし）

【平成16年6月9日 法律第88号】 （改正なし）

【平成16年6月9日 法律第87号】 （改正なし）

【平成16年6月2日 法律第76号】 （改正なし）

【平成16年5月12日 法律第43号】 （改正なし）

【平成15年7月30日 法律第132号】 （改正なし）

【平成15年6月6日 法律第67号】 （改正なし）

【平成15年5月30日 法律第54号】 （改正なし）

【平成14年12月13日 法律第155号】 （改正なし）

【平成14年12月13日 法律第152号】 （改正なし）

【平成14年6月12日 法律第65号】 （改正なし）

【平成14年5月29日 法律第47号】 （改正なし）

【平成14年5月29日 法律第45号】 （改正なし）

【平成13年11月30日 法律第134号】 （改正なし）

【平成13年11月28日 法律第129号】 （改正なし）

【平成13年11月9日 法律第117号】 （改正なし）

【平成13年6月29日 法律第80号】

（改正後）

第百四十五条　第百三十六条第二項第二号に掲げる場合における株式会社証券取引所に対する商法第二百八十八条ノ二第一項第五号及び第五項、第四百九条ノ二、第四百十三条ノ二、第四百十三条ノ三、第四百十四条第一項並びに第四百十四条ノ二の規定の適用については、同法第二百八十八条ノ二第一項第五号中「消滅シタル会社」とあるのは「消滅シタル会員証券取引所」と、「其ノ会社」とあるのは「其ノ会員証券取引所」と、「株主」とあるのは「会員」と、同条第六項中「第一項第五号」とあるのは「証券取引法第百四十五条ニ依リ読替テ適用サレル商法第二百八十八条ノ二第一項第五号」と、「会社ノ利益準備金其ノ他会社ニ留保シタル利益」とあるのは「会員証券取引所ニ留保シタル剰余金」と、「其ノ利益準備金ノ」とあるのは「合併ニ因リ消滅シタル会員証券取引所ガ基本金ノ増額ニ充ツル為積立ツル」と、同法第四百九条ノ二、第四百十三条ノ二並びに第四百十三条ノ三第一項、第二項及び第四項中「消滅スル会社」とあるのは「消滅スル会員証券取引所」と、「株主」とあるのは「会員」と、同項中「商号及本店」とあるのは「名称及主タル事務所」と、同法第四百十四条第一項中「消滅スル会社」とあるのは「消滅スル会員証券取引所」と、同法第四百十四条ノ二第一項中「消滅シタル会社」とあるのは「消滅シタル会員証券取引所」とする。

（改正前）

第百四十五条　第百三十六条第二項第二号に掲げる場合における株式会社証券取引所に対する商法第二百八十八条ノ二第一項第五号及び第六項、第四百九条ノ二、第四百十三条ノ二、第四百十三条ノ三、第四百十四条第一項並びに第四百十四条ノ二の規定の適用については、同法第二百八十八条ノ二第一項第五号中「消滅シタル会社」とあるのは「消滅シタル会員証券取引所」と、「其ノ会社」とあるのは「其ノ会員証券取引所」と、「株主」とあるのは「会員」と、同条第六項中「第一項第五号」とあるのは「証券取引法第百四十五条ニ依リ読替テ適用サレル商法第二百八十八条ノ二第一項第五号」と、「会社ノ利益準備金其ノ他会社ニ留保シタル利益」とあるのは「会員証券取引所ニ留保シタル剰余金」と、「其ノ利益準備金ノ」とあるのは「合併ニ因リ消滅シタル会員証券取引所ガ基本金ノ増額ニ充ツル為積立ツル」と、同法第四百九条ノ二、第四百十三条ノ二並びに第四百十三条ノ三第一項、第二項及び第四項中「消滅スル会社」とあるのは「消滅スル会員証券取引所」と、「株主」とあるのは「会員」と、同項中「商号及本店」とあるのは「名称及主タル事務所」と、同法第四百十四条第一項中「消滅スル会社」とあるのは「消滅スル会員証券取引所」と、同法第四百十四条ノ二第一項中「消滅シタル会社」とあるのは「消滅シタル会員証券取引所」とする。

【平成13年6月27日 法律第75号】 （改正なし）

【平成13年6月8日 法律第41号】 （改正なし）

【平成12年11月29日 法律第129号】 （改正なし）

【平成12年11月27日 法律第126号】 （改正なし）

【平成12年5月31日 法律第97号】 （改正なし）

【平成12年5月31日 法律第96号】（同　法律第91号）

（改正後）

第百四十五条　第百三十六条第二項第二号に掲げる場合における株式会社証券取引所に対する商法第二百八十八条ノ二第一項第五号及び第六項、第四百九条ノ二、第四百十三条ノ二、第四百十三条ノ三、第四百十四条第一項並びに第四百十四条ノ二の規定の適用については、同法第二百八十八条ノ二第一項第五号中「消滅シタル会社」とあるのは「消滅シタル会員証券取引所」と、「其ノ会社」とあるのは「其ノ会員証券取引所」と、「株主」とあるのは「会員」と、同条第六項中「第一項第五号」とあるのは「証券取引法第百四十五条ニ依リ読替テ適用サレル商法第二百八十八条ノ二第一項第五号」と、「会社ノ利益準備金其ノ他会社ニ留保シタル利益」とあるのは「会員証券取引所ニ留保シタル剰余金」と、「其ノ利益準備金ノ」とあるのは「合併ニ因リ消滅シタル会員証券取引所ガ基本金ノ増額ニ充ツル為積立ツル」と、同法第四百九条ノ二、第四百十三条ノ二並びに第四百十三条ノ三第一項、第二項及び第四項中「消滅スル会社」とあるのは「消滅スル会員証券取引所」と、「株主」とあるのは「会員」と、同項中「商号及本店」とあるのは「名称及主タル事務所」と、同法第四百十四条第一項中「消滅スル会社」とあるのは「消滅スル会員証券取引所」と、同法第四百十四条ノ二第一項中「消滅シタル会社」とあるのは「消滅シタル会員証券取引所」とする。

（改正前）

（新設）